

第6章 東海地震に関する事前対策

資料 6-2-(1)
(危機管理防災課)

第1節 計画の目的

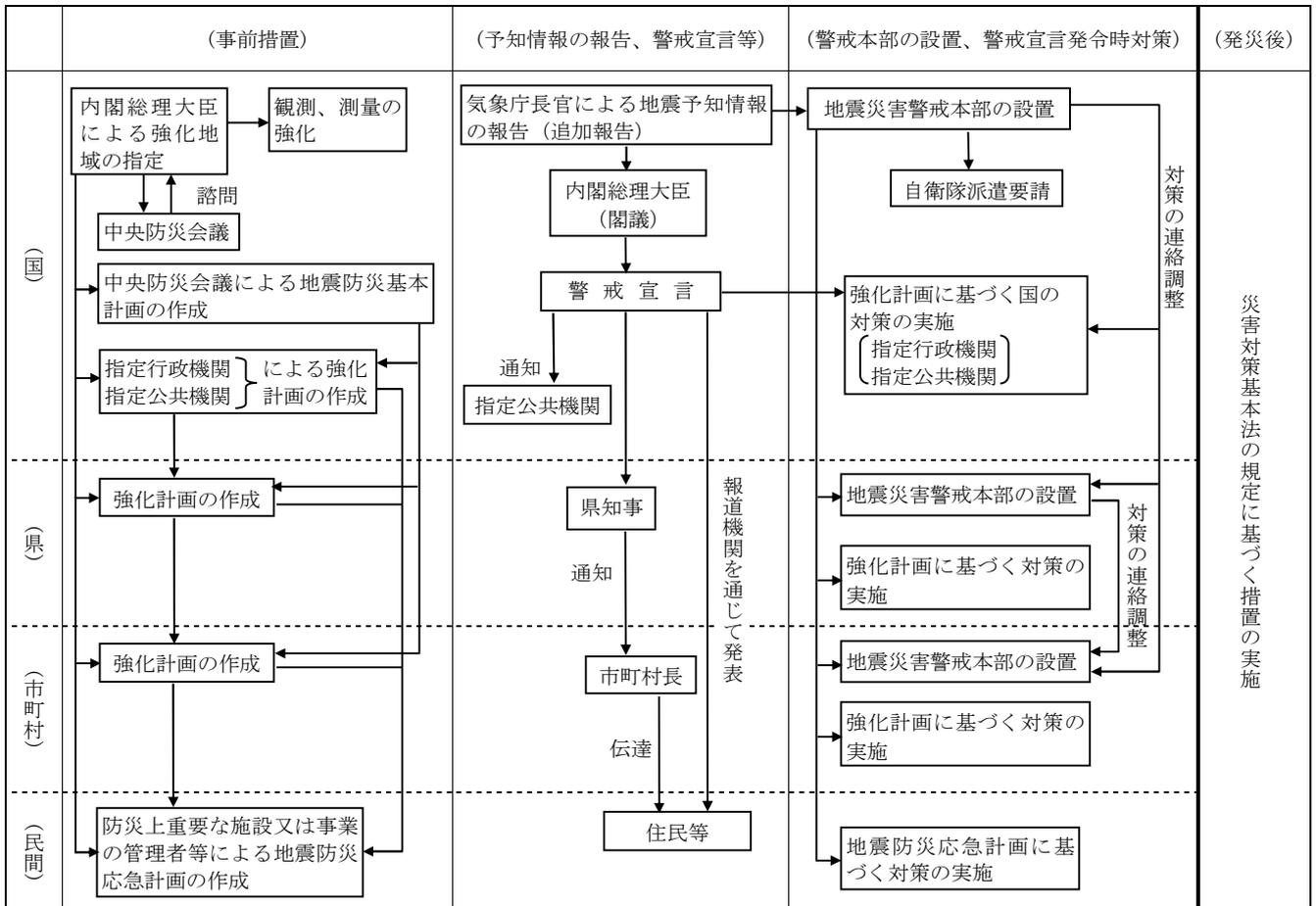
1 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定めるとともに、強化地域に指定されていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、連携のとれた東海地震の予防体制の推進を図ることを目的としています。

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するために、全県域を対象として、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めます。
- (2) この計画で、強化地域に係る部分については、大震法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」（以下「強化計画」という。）とします。
- (3) この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震発生までの間における事前応急対策を定めます。
- (4) 市町村及び関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施します。

2 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は次のとおりです。

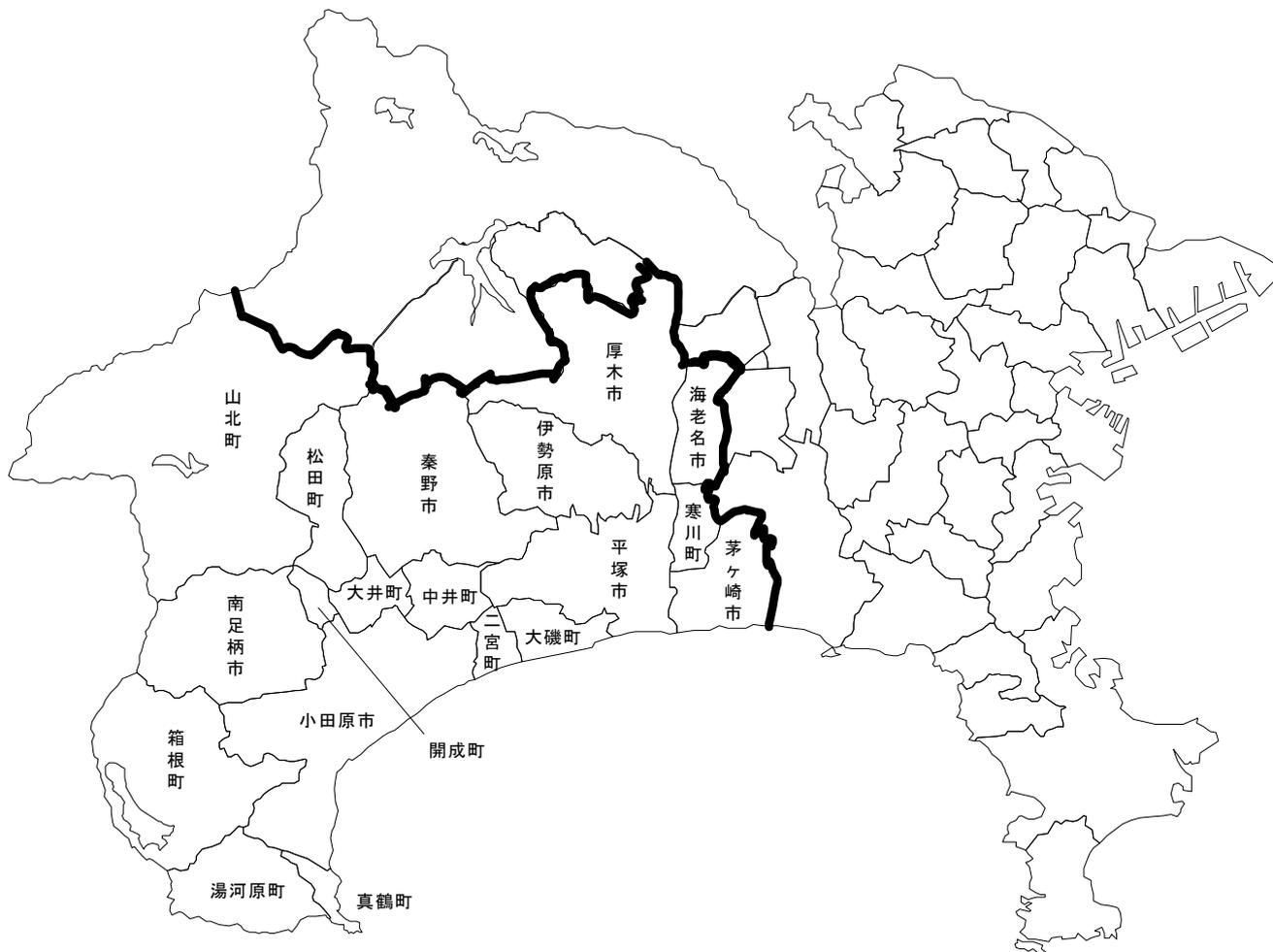


3 地震防災対策強化地域

大震法第3条の規定に基づき指定された本県の強化地域は、次の8市11町です。

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同二宮町、足柄上郡中井町、同大井町、同松田町、同山北町、同開成町、足柄下郡箱根町、同真鶴町、同湯河原町

地震防災対策強化地域指定市町（8市11町）



第2節 予防対策

本節では、強化地域に係る緊急整備事業の推進及び警戒宣言発令時等の対策を円滑に行うための地震防災応急計画の作成並びに地震予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及について定めています。

なお、その他東海地震の事前対策については、第2章都市の安全性の向上、第3章災害時応急活動事前対策の充実に基づいて実施します。

1 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要があります。

このため、県、市町村及び関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとします。

- (1) 県及び強化地域内市町は大震法第6条第2項の趣旨を踏まえ、同法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定め、その整備に努めます。
- (2) 県及び市町村は、大震法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、年次計画を定めその整備推進に努めます。

2 地震防災応急計画の作成

(1) 計画作成義務等

大震法第7条及び同法施行令第4条の規定に基づき、病院、映画館、デパートなど不特定多数の者が出入りする施設、学校、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

(2) 強化地域外の事業所等

強化地域外の事業所等にあっても、防災計画等（消防計画、予防規程及びその他の規程を含む。）において、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の対応措置についてあらかじめ定めます。

3 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

県及び市町村は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、第3章第18節防災知識の普及に規定するもののほか、以下の知識の普及に努めます。

- ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 東海地震の予知に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- エ 予想される地震及び津波に関する知識
- オ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

第3節 警戒宣言発令時等対策

県、市町村及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、強化地域内において警戒宣言発令時対策を実施します。

また、強化地域外においても同様の対策を実施します。

警戒宣言が発せられた場合には、県、市町村及び防災関係機関は、東海地震の発生後に災害応援協定に基づいた応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。県警察は、県、市町村及び防災関係機関が実施する警戒宣言発令時対策に協力するとともに広域緊急援助隊の出動体制を、消防は緊急消防援助隊の広域応援出動体制を整えます。

警戒宣言発令時対策の実施にあたっては、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響並びに高齢者、子供、病人等の要配慮者への配慮に努めていきます。

なお、東海地震に関連する情報が発表された場合、県、市町村及び防災関係機関は、その情報内容に応じて、職員の参集や事前の準備行動などの必要な措置を、経済的影響等に配慮しながら講じます。

1 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

(1) 情報の内容と県、市町村及び防災関係機関の対応方針

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう次の体制をとります。

情報の種類	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報(定例)	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	青	青	—
東海地震に関連する調査情報(臨時)	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められ、「警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	事前の応急対策及び地震が発生した時、災害対策が円滑に行える体制

(2) 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合の対応

気象庁から東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合には、県安全防災局は当番班による警戒体制をとり、防災行政通信網による市町村等への一斉指令、本部連絡員への連絡、気象庁(横浜地方气象台)、消防庁等関係機関からの情報収集を行うとともに、各局及び地域県政総合センターの警戒体制要員は待機体制に入ります。

なお、東海地震に直ちに結びつくものではないと判断された旨の東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合には、その体制を解除します。

(3) 東海地震注意情報が発表された場合の対応

ア 気象庁から東海地震注意情報が発表された場合、知事は、警戒宣言発令時の事前の準備行動を実施するため、県東海地震注意情報時対策本部要綱に基づき、県東海地震注意情報時対策本部(以下「県注意情報対策本部」という。)を設置します。

また、県注意情報対策本部長(知事)は、本情報の解除に係る情報が発表された場合、県注意情報対策本部を廃止します。

なお、大震法第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合も廃止されたものとしませんが、その業務は県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)に引き継がれるものとしします。

イ 県注意情報対策本部長は、必要があると認めた時は、地域県政総合センターに、県東海地震注意情報時現地対策本部(以下「注意情報現地対策本部」という。)を設置します。

ウ 県注意情報対策本部長は、各地域における警戒宣言発令時の事前の準備行動等の実施状況を把握するとともに、国、市町村、防災関係機関に対する総合調整を行い、必要な指示を行います。

エ 県注意情報対策本部の設置場所

(ア) 県注意情報対策本部は、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

(イ) 注意情報現地対策本部は地域県政総合センターに設置し、設置場所は合同庁舎内とします。

2 警戒宣言が発せられた場合の対応

(1) 県の地震災害警戒本部

ア 知事は、東海地震予知情報に基づき警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法第16条の規定に基づき、県警戒本部を設置します。

また、県警戒本部長(知事)は、警戒解除宣言が発せられた場合、県警戒本部を廃止します。

イ 県警戒本部長は、各地域における警戒宣言発令時対策を実施するため、地域県政総合センターに県警戒本部の組織として県警戒本部現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置します。

ウ 県警戒本部長は、各地域における警戒宣言発令時対策等の実施状況を把握するとともに、国、市町村、防災関係機関に対する総合調整を行い、必要な指示を行います。

エ 県警戒本部の設置場所

(ア) 県警戒本部は、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

(イ) 現地対策本部は地域県政総合センターに設置し、設置場所は合同庁舎内とします。

(2) 県警戒本部とその他災害対策組織との関係

県警戒本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった県警戒本部組織の運用を図ります。

(3) 市町村の地震災害警戒本部

ア 強化地域内市町の地震災害警戒本部

強化地域内市町長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法第16条の規定に基づき市町地震災害警戒本部(以下「市町警戒本部」という。)を設置します。

また、市町警戒本部長(市町長)は、警戒解除宣言が発せられた場合、市町警戒本部を廃止します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、市町警戒本部を設置できる体制をとります。ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

イ 強化地域外市町村の地震災害警戒組織

強化地域外市町村長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、市町村災害対策本部を設置します。

また、市町村災害対策本部長(市町村長)は、警戒解除宣言が発せられた場合、市町村災害対策本部を廃止します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、市町村災害対策本部を設置できる体制をとります。ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

ウ 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長（以下「防災関係機関の長」という。）は、警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

また、防災関係機関の長は、警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策組織を廃止します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、災害対策組織を設置できる体制をとるものとします。ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

3 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表します。その場合、県、市町村及び防災関係機関は、救急・救助・消防部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検、児童・生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表します。その場合、県、市町村及び防災関係機関は準備行動を終了します。

4 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

(1) 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達されます。県は、東海地震に関連する情報の伝達を受けた場合、防災行政通信網一斉FAX等により速やかに各市町村に伝達します。

(2) 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められた場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達されます。

県は、消防庁から警戒宣言発令の伝達を受けた場合、防災行政通信網一斉FAX等により速やかに各市町村に伝達します。

5 広報対策

(1) 基本方針

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて事前の防災措置を実施することになりますが、それに伴い、徐々に社会的混乱が発生し始め、特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混乱、電話の異常輻輳等の発生が考えられます。これらに対処するため、県、市町村及び防災関係機関は、次の項目に留意して、迅速、的確な広報を実施します。

また、要配慮者等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子、放送のほか、広報誌、広報車、懸垂幕など、様々な広報手段を活用するよう努めます。

なお、住民等に対する東海地震に関連する情報の広報に際しては、具体的にとるべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努めます。

ア 冷静な行動をとること。

イ 不要な火気の始末をすること。

ウ 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。

エ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。

オ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。

カ 自動車による移動を自粛すること。

キ 避難対象地区として市町村から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。

ク 電話の使用は自粛すること。

ケ 東海地震に関連する情報の内容。

コ その他生活関連情報等、住民等が必要とする情報。

(2) 県が実施する広報

ア 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合等における知事談話の発表

知事は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合、横浜地区放送機関に対して知事談話の放送を要請し、県民に対し冷静な行動をとるよう、テレビ、ラジオを通じて呼びかけを行います。

イ 情報の提供

県は、県の対策等について放送機関を通じ必要な情報を逐次提供するとともに、あらかじめ指定した窓口において県民等からの問合せに応じることで、人心の安定に努めます。

ウ 放送機関に対する放送要請

県は、前記ア及びイに定めた放送を行う時は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送機関に要請します。

(3) 市町村が実施する広報

市町村は、住民に対して(1)の留意項目に準じた広報を実施します。

なお、広報手段については、テレビ、ラジオのほか、同報無線、広報車、自主防災組織等を活用します。

また、特に重要な広報は、あらかじめ定めた広報例文・広報方法により実施します。

(4) 防災関係機関が実施する広報

防災関係機関は、住民等及び施設利用者に対して、東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施します。

(5) 各放送機関の放送対処方法

各放送機関は、東海地震に関連する情報、警戒宣言並びに県、市町村及び公共機関等の警戒宣言発令時等対策の実施に関する放送にあたっては、通常の放送を中断して特別番組を編成するとともに、社会的混乱防止を目的として迅速・正確に行います。

また、関係機関と協力して、強化地域内外の住民等に対し、冷静な対応を呼びかけるとともに、東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止など発災時における被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとします。

(6) 駅周辺等の混乱（パニック）防止

県及び市町村は、駅周辺等における不特定多数の住民等が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するための広報を行います。

ア 県の対応

県は、県内4か所の地域県政総合センター及びかながわ県民活動サポートセンターが市町村との連携のもとに必要な広報を実施します。

イ 市町村の対応

市町村は、同報無線等により広報を実施します。

6 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

(1) 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告します。

(2) 県警戒本部長は、国の地震災害警戒本部に対して、消防庁を通じ市町村から報告を受けた避難措

置、避難の状況の概要を通知するとともに、地震防災応急対策の実施状況を報告します。

7 自衛隊派遣要請に係る調整

県は、国の地震災害警戒本部長が大震法に基づいて自衛隊の派遣要請をした場合、その要請内容が迅速、的確に実施されるため、防衛省（自衛隊法第8条に規定する部隊等を含みます。）との間で、必要に応じて派遣要請の具体的内容について調整を行います。

8 事前避難対策

(1) 事前避難の実施

強化地域内市町長等は、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ指定した避難対象地区の住民等に対し、避難の勧告又は指示を行います。

なお、避難の方法は原則徒歩としますが、山間地や半島部等、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とします。

ア 事前避難措置の実施者は、大震法第26条の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行います。

(ア) 市町長の措置

強化地域内の市町長は、警戒宣言が発せられた時は、直ちに避難対象地区の住民等に対して避難の勧告又は指示を行います。

(イ) 警察官の措置

警察官は、当該市町長が前記(ア)の措置を行ういとまがない時、又は当該市町長から要請があった時は、直ちに避難対象地区の住民等に対し立ち退きを指示することができるものとします。

イ 避難の勧告・指示の内容

(ア) 避難を要する理由

(イ) 避難勧告・指示対象地域

(ウ) 避難先とその場所

(エ) 避難経路

(オ) 注意事項

ウ 避難措置の周知等

避難の勧告・指示をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して勧告又は指示した旨を連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図ります。

(ア) 避難対象地区住民等への周知徹底

避難措置を実施した時は、当該実施者はその内容について避難対象地区の住民等に対して広報媒体や自主防災組織等を通じて周知徹底を図ります。

(イ) 県警察等との連絡

強化地域内市町長は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、県警察と相互に連絡をとります。

(ウ) 避難対象地区住民等の避難行動等

避難の勧告又は指示を受けた住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ速やかに避難するとともに、避難生活の運営に努めるものとします。

市町は、避難した住民等が自主防災組織を中心として円滑に避難生活を運営できるよう、必要な支援を行います。

(2) 指定緊急避難場所（指定避難所）における措置

ア 強化地域内市町長は、指定緊急避難場所（指定避難所）の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し次の措置をとるよう努めます。

(ア) 東海地震予知情報の伝達

- (イ) 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- (ウ) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (エ) 施設の秩序維持
- (オ) その他避難生活に必要な措置

イ 強化地域内市町長は、避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体制を整備します。また、避難者に対して避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合は、その旨を明示します。

(3) 事前避難体制の確立等

ア 事前避難体制の確立

強化地域内市町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努めます。また、県はこれに協力します。

(ア) 避難にあたっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。

(イ) 強化地域内市町は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障害者、子供、病人等要配慮者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

イ 要配慮者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、子供、病人等要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとします。

ウ 避難計画の見直し

市町は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の結果等を踏まえ、避難計画を見直すこととします。

(4) 災害救助法の適用

事前避難生活の状況に応じ、災害救助法を適用する場合の手続き等については、第4章第14節の定めにより行います。

(5) 強化地域外市町村の事前避難対策

強化地域外市町村にあつては、必要がある場合、前記(1)から(3)に準じて事前の避難対策を実施します。

9 火災、救急救助、津波対策

(1) 火災の防止等

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、平常時の消防業務（災害活動を除きます。）を停止又は縮小し、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- ア 地震に備えての消防部隊の編成強化
- イ 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- ウ 資機材及び救急資機材の確保
- エ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- オ 施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
- カ 危険物タンクローリーの対応措置の指示
- キ 迅速な救急救助のための体制確保
- ク 火災、水災等の防除のための警戒
- ケ その他必要な事項

(2) 津波被害の防止

県及び市町は、警戒宣言が発せられた場合、津波による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行います。

- ア 要員の確保、配置
- イ 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- ウ 沿岸住民及び海浜利用者等に対する事前避難の勧告、指示
- エ 防潮門扉等の施設の点検
- オ 水防用資器材の点検整備及び緊急調達体制の確保
- カ その他必要な措置

10 施設、設備等の点検及び緊急にとるべき措置

県、市町村及び防災関係機関は、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、必要に応じ緊急の措置を講じます。

11 警備対策

県警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置

県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報を受理した時は、直ちに警察本部に警察本部長を長とする警備本部を、各警察署に警察署長を長とする警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市町村地震災害警戒本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行います。

(2) 警戒宣言発令時対策等

県警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施します。

(ア) 県、市町村が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

(イ) 各種情報の収集

(ウ) 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

(イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況

(ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置

(エ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

(オ) 不法事案を防止するための正確な情報

(カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により社会秩序維持に万全を

期します。

- (ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- (イ) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- (ウ) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- (エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- (オ) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
- (カ) 自主防犯活動等に対する指導

エ 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えその機能を保持するため、点検及び整備を実施します。

12 道路、海上交通対策

(1) 道路

県及び市町村は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請します。

県警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施します。

なお、強化地域内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施することとします。

ア 交通規制措置

(ア) 基本方針

- a 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。
- b 強化地域内への一般車両の流入は極力制限します。
- c 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。
- d 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。
- e 高速自動車国道及び自動車専用道路（一般道路である国道 271 号の小田原から平塚間を含みます。）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。

(イ) 都県境における一般車両の流出入は次により措置します。

- a 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限します。
- b 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限します。
- c 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限します。

(ウ) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な規制を実施します。

a 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施します。

b 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）57 路線の中から、交通の状況に応じて確保します。

イ 運転者のとるべき措置

- (ア) 走行中の車両は、次の要領により行動するものとします。
- a 警戒宣言が発せられたことを知った時は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - b 車両において避難する時は、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難する時は、道路左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車する時は、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
 - c 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
- (イ) 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 海上

第三管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとります。

ア 警戒宣言等の伝達

- (ア) 強化地域周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知します。
- (イ) 航行船舶に対しては、航行警報及び安全通報等により周知します。
- (ウ) 津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器・たれ幕等により周知します。

イ 海上交通安全の確保

- (ア) 船舶交通の輻輳が予想される東京湾内の航路及びその周辺海域の船舶交通の整理、指導を行います。
- (イ) 船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、船舶交通を制限し、又は禁止します。
- (ウ) 船舶交通の混乱を避けるため、船舶の安全な運行に必要な情報を無線等により提供します。

ウ 危険物の保安措置

- (ア) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止します。
- (イ) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等事故防止のための指導を行います。
- (ウ) 危険物施設からの海上への危険物の流出を防止するための指導を行います。

13 緊急輸送対策

(1) 緊急輸送の実施

県、市町村及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施します。

ア 警戒宣言発令時対策要員

イ 食料、医薬品、防災資機材等の物資

ウ その他必要と認める人員、物資又は資機材

(2) 緊急輸送路等の確保

県及び市町村は、緊急輸送を実施するため、あらかじめ指定した緊急輸送道路及び物資受入港を関係機関と協力して確保します。

緊急輸送道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段にも考慮します。

(3) 緊急輸送車両等の確保

ア 県の措置

県は、緊急輸送車両等の輸送手段を次のとおり確保します。

(ア) 車両の確保

a 県保有車両の確保

- b 「緊急輸送車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達、あつ旋依頼
 - c 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請
 - (イ) 航空機（ヘリコプター）の確保
 - a 県警察及び他の自治体保有のヘリコプターの確保
 - b 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請
 - イ 市町村の措置
 - (ア) 市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行います。
 - (イ) 市町村は、必要な車両等の確保が困難な時は、県に対して要請及び調達、あつ旋を依頼します。
 - ウ 防災関係機関の措置
 - 防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。
- (4) 緊急輸送車両**
- ア 緊急輸送車両（確認対象車両）
 - 緊急輸送車両は、大震法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。
 - (ア) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置
 - (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
 - (エ) 施設及び設備の整備並びに点検
 - (オ) 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
 - (カ) 緊急輸送の確保
 - (キ) 地震が発生した場合の食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
 - (ク) その他地震災害発生防止又は軽減を図るための措置
 - イ 緊急輸送車両の確認手続
 - 大震法第 24 条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第 12 条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、次によるものとします。
 - (ア) 県の保有車両及び調達車両については県知事が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知するものとします。
 - (イ) 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察）が行うものとします。

14 鉄道等の公共輸送対策

(1) 鉄道

ア 運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

- (ア) 強化地域内への進入を禁止します。
- (イ) 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。ただし、震度 6 弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提に運行可能とします。
- (ウ) 強化地域外においては、安全を確認のうえ極力運行の継続を確保します。

- (エ) 警戒解除宣言が発せられた時は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行います。

イ 列車運行措置

(ア) 東日本旅客鉄道(株) (横浜支社)

a 強化地域に係る措置

- (a) 列車の運転を中止します。
 (b) 運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させます。
 (c) あらかじめ定めた列車抑止禁止駅の次の駅まで列車の運転継続を指令します。
 (d) 停車場外に抑止した停車列車の収用方を指令します。

b 強化地域外に係る措置

- (a) 強化地域外で震度5弱以上が予想される地域
- ・ 強化地域内への列車の進入は、原則として規制します。
 - ・ あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行します。
 - ・ 近接する区間において運転を中止します。
- 東海道線・・・・・・・・・・茅ヶ崎駅～藤沢駅間
 相模線・・・・・・・・・・厚木駅～橋本駅間
 中央線・・・・・・・・・・上野原駅～高尾駅間

(b) 強化地域外で(a)を除く地域

- ・ 原則として運転規制を行わないものとします。

(イ) 東海旅客鉄道(株)

(東海道新幹線)

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止します。
 b 想定震度が6弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転して停車します。
 c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続します。この場合、強化地域内については安全な速度で運転します。

(在来線)

- a 強化地域への進入を禁止します。
 b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車します。
 c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し、区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続します。

(ウ) 例外措置

東海地震注意情報が発表された時は、旅客列車は運行を継続します。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。

(エ) 私鉄各社

機 関	強化地域内	強化地域外	
		警戒宣言当日	翌日以降
小田急電鉄(株)	○原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を中止	○小田原駅～相武台前駅間及び藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の列車は最寄り駅で運転を中止 ○新宿駅～相武台前駅間（小田原線）、新百合ヶ丘駅～唐木田駅間（多摩線）、相模大野駅～藤沢駅間（江ノ島線）は、45km/h以下により運行。 なお、特別急行列車及び急行列車は運転休止	○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
相模鉄道(株)	○原則として運行中の列車等は最寄りの安全な停車場まで運転し、以後の運転を休止	○横浜駅～大和駅間、二俣川駅～湘南台駅間で、50km/h以下により運行	○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
東京急行鉄道(株) 京浜急行鉄道(株) 京王電鉄(株)		○現行ダイヤを使用して減速走行 なお、輸送力は平常ダイヤより減少	○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
箱根登山鉄道(株)	○原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止 ○小田急列車については、原則として東海地震予知情報を受けた時点より乗入れは行わない		
伊豆箱根鉄道(株)	○列車は別に指定する最寄り駅まで45km/h以下の速度で非常時注意運転し、以後の運転は休止		
江ノ島電鉄(株)		○旅客の状況等を考慮し、地震ダイヤを作成して運行を確保	○同左
横浜市高速鉄道 (横浜市営地下鉄)			○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
(株)横浜シーサイドライン		○現行ダイヤによる減速運転	○同左
湘南モノレール(株)		○東海地震注意情報で減速し、15分間隔で運行。 東海地震予知情報（警戒宣言発令）で最寄り駅に停車・待機	

ウ 旅客に係る措置

(ア) 基本方針

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつ旋、市町村が帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために必要な対応をとるものとします。

また、不要不急の旅行等を控えるよう要請します。

(イ) 東日本旅客鉄道(株) (横浜支社)

- a 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、迂回のしょうよう及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行います。
- b 駅施設内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内を待機場所とします。
- c 列車の停止が長期間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が定める避難地(避難所)へ旅客を避難させることとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておきます。
- d 旅客に対しては、必要に応じて食事のあつ旋を行うこととします。また、あらかじめ関係自治体とも食事のあつ旋方法や体制等について協議しておきます。
- e 旅客等に急病人等が発生した時は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておきます。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し応急措置が可能な体制を整えておきます。
- f 駅施設内及び列車内等の旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況等を勘案の上関係社員を適宜配備し、また、必要により警察の応援を求めて盗難等各種犯罪の防止に努めます。

(ロ) 東海旅客鉄道(株)

a 旅客に係る措置

警戒宣言発令時、旅客に対しては、次の各号に掲げる措置を講じることとします。

- 1 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定められた方法及び内容により列車の運行状況について案内します。
- 2 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等、必要な措置をとります。

b 警備体制

駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案のうえ関係社員を適宜配置し、また、必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に努めることとします。

c 避難対策

津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等には列車を抑止させないこととします。また、この地域にある駅等の旅客公衆等をあらかじめ定めた避難場所に直ちに避難させることとします。

(2) 路線バス

ア 基本方針

- (ア) 強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を、各社の地震防災応急計画の定めるところに従い中止します。
- (イ) 強化地域外においては、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続します。
 - a 警戒宣言が発せられた時は、減速走行の措置をとります。

- b 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとります。
- c 危険箇所等を通る路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のための適切な措置をとります。
- d 警戒宣言が発せられた翌日以降についても、前項 a～c を踏まえ、原則的には運行を継続しますが、交通状況の変化等に応じて運行中止等適切な措置をとります。

15 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策

鉄道機関（東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、県、各鉄道折り返し駅所在市（藤沢市、座間市、大和市）等は、警戒宣言が発せられた場合、鉄道折り返し駅となる藤沢駅、相武台前駅及び大和駅の3駅並びにその周辺の混乱を防止するため、それぞれ次の措置を講じます。

(1) 情報連絡本部の措置

駅及びその周辺の混乱防止対策の実施について連絡調整を行うため、各鉄道折り返し駅に関係機関（鉄道機関、県、市、県警察）が合同で情報連絡本部を設置します。

(2) 関係各機関の措置

ア 鉄道機関

(ア) 旅客に対する広報

始発駅から折り返し駅までの主要駅において、警戒宣言の内容を伝達するとともに、鉄道の運行状況及び折り返し駅の状況等を広報します。

(イ) 乗降客の誘導

鉄道折り返し駅において、乗車客、降車客の混乱を防止するため、あらかじめ定めた乗降口を専用にし、一方通行により乗降客の整理、誘導を行うなど、適切な措置をとります。

イ 県（地域県政総合センター）

各鉄道折り返し駅所在市と連携して、警戒宣言の内容を伝えるとともに、避難地（避難所）への誘導等混乱防止のための広報を実施します。

ウ 各鉄道折り返し駅所在市

(ア) 折り返し駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の誘導

駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の混乱を防止するため、必要に応じて警察官の協力を得て、あらかじめ定められた避難地（避難所）に誘導します。

また、自らの意思で強化地域内の自宅等に徒歩帰宅を希望する者に対しては、安全な帰宅経路を示し、誘導します。

(イ) 避難地（避難所）の開設

あらかじめ定められた避難地（避難所）を開設し、帰宅困難者、滞留旅客を保護します。

エ 県警察

駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の混乱を防止するため、必要に応じて駅等の管理者及び市町村と連携して、あらかじめ定められた避難地（避難所）に誘導します。

オ 報道機関

折り返し駅の状況、避難の状況等を報道するとともに、混乱防止のための呼びかけを行います。

(3) 強化地域内の自治体の措置

県及び市町は、帰宅困難者が発生した場合、市町村と協力して避難所等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努めます。

また、あらかじめ定められた一時滞在施設を開設し、帰宅困難者、滞留旅客を保護します。さらに、県は協定を締結している事業者、団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求め、市町は強化地域内の自宅等に徒歩で帰宅する者に対し、休憩所、救護所の開設等、必要な救護活動を実施するよう努めるものとします。

16 児童・生徒等保護対策

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、強化地域内外を問わず、平常時の活動を維持しつつ、情報等の収集に努めます。東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全確保に万全を期すため、次の措置を講じます。

県教育委員会では、原則として次のとおりとしています。詳細は、「学校防災活動マニュアルの作成指針」に定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を市町村教育委員会に示しています。

(1) 公立学校の対応

- ア 校長は、対策本部を設置し、東海地震に関連する情報のほか、必要な情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- イ 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。
ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。
なお、学校種に応じて、あらかじめ対応を定めておきます。
- ウ 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。
- エ 学校施設の保安措置をとります。
- オ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動体制をとります。

(2) 公立学校教職員の対処、指導基準

- ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努めます。
- イ 障害のある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。
- ウ 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。
- エ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- オ 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動体制をとります。

(3) 私立学校の対応

私立学校の設置者又は校長は、安全確保のために児童・生徒等を学校で保護した場合は、速やかに県に報告するとともに、各学校の状況に応じた防災活動体制をとります。

17 医療機関、福祉施設対策

(1) 医療機関の対策

医療機関は速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生の防止を図るとともに医療機能の維持に努めます。

ア 警戒宣言発令時の措置

(ア) 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図ります。

(イ) 院（所）の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施します。

(ウ) 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

(エ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急やむを得ない場合を除き延期します。

(オ) 診療

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとします。

(カ) 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も合わせて行います。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引き渡しを実施します。

イ 救護班の編成待機

県は、発災後、市町村からの医療救護に関する協力要請に備えるため次のことを実施します。

(ア) 災害拠点病院、県所管の県立病院に対して救護班の編成及び待機の要請等を行います。

(イ) 神奈川DMAT指定病院、DMAT-L指定病院に対して、神奈川DMAT、DMAT-Lの編成及び待機を要請します。

(ウ) 国立病院機構、神奈川県立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部に対して、救護班の編成待機について要請を行います。

ウ 医薬品及び医療資機材の調達準備

県は、医療救護活動に必要な医薬品等の調達を行うため、医薬品卸業協会等の在庫量を確認する等、必要な措置を講じます。

(2) 社会福祉施設対策

ア 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとります。

(ア) 施設設備の点検

(イ) 落下物等の防止措置

(ウ) 飲料水、食料等の確保

(エ) 関係機関、保護者との連絡体制の確保

イ 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるいは家族への引き渡しを実施します。

18 不特定多数が出入りする施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の対応

ア デパート等の対応

警戒宣言発令時におけるデパート、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、概ね次のとおりとします。

なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小規模小売店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努めます。

また、県及び市町村は、小規模小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な対策を講じるよう努めます。

(ア) デパート（百貨店協会）

デパートについては、各デパートごとにあらかじめ定めた方針により、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続できるものとします。

(イ) スーパーマーケット（チェーンストア協会）

施設の耐震性、従業員の確保状況により、個々の店舗ごとに継続、閉店を判断します。

なお、原則としては次のとおりとします。

- a 強化地域内については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続することができるものとします。
 - b 強化地域外については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続します。
- (ウ) 小規模小売店（公益社団法人商連かながわ）
- a 強化地域内で避難対象地区以外に立地する、食料等の生活必需品などを扱う小規模小売店で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努めます。
 - b 強化地域外については、原則として営業を継続します。
- イ 野球場、映画館等の興行者の対応
- 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言が発せられた場合における競輪場、競馬場、野球場及び映画館等の興行施設の措置は、基本的には各事業者等が定める地震防災応急計画（地震防災規定を含む）によりますが、おおむね次のとおりです。
- (ア) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、原則として興行を中止します。
 - (イ) 警戒宣言発令が開催日前又は開催日であっても、開催前である場合は、原則として興行を中止します。
 - (ウ) 警戒宣言発令が開催中の場合は、主催者の判断で興行を中止します。

(2) 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じます。

- ア 情報の収集
- イ 利用者等への情報伝達
- ウ 待避誘導の確保
 - (ア) 非常出口、退避方向の指示
 - (イ) 顧客の整理、誘導
 - (ウ) 退避場所及び経路の指示
- エ 施設の点検
 - (ア) 火気使用器具の使用停止
 - (イ) ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認
 - (ウ) ボンベ、燃料タンクの固定確認
 - (エ) 消防用設備等の点検、作動確認
 - (オ) 受水槽の確認、給水
 - (カ) 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
 - (キ) 非常持ち出し品の準備
 - (ク) その他必要な措置

19 生活関連施設対策

(1) 電話（通信）の確保

電気通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）のそ通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言発令前から実施します。

(2) 電力施設の確保

電力事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、地震災害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など、必要

な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

(3) 都市ガス施設等の安全等の確保

ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給を継続しますが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施など、応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

(4) 上・下水道施設の確保

ア 上水道施設の確保

水道事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど需要量の増加に対する給水の確保、継続を図るとともに、住民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。

また、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水措置を講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

イ 下水道施設の確保

県及び市町村は、地震発生に備えて、被害を最小限とするために下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行います。

20 金融機関の措置

(1) 民間金融機関に係る措置

関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、県と連携し、警戒宣言発令時における民間金融機関の業務について、次に掲げる措置をとるよう要請します。

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所（以下「営業所等」という。）を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応等

(ア) 警戒宣言が発せられた場合の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む）の払い戻しを除く全ての業務を停止します。なお、普通預金の払い戻しについても、来店中の顧客の払い戻しが終了次第停止します。

ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内でキャッシュサービス等（現金自動支払機等を含む）の営業を継続するよう努めます。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行いません。ただし、この場合でも、関係機関と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じます。

(イ) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可及的速やかに再開します。

イ 強化地域外に営業所を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応等

(ア) 原則として平常どおり営業を行います。

(イ) 強化地域内にある営業所あての内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止します。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。

ウ 営業停止等の取引者への周知

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行います。

(2) 郵便局

ア 強化地域内に所在する郵便局の措置

警戒宣言が発せられた場合、郵便局における業務の取り扱いを停止します。ただし、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内で郵便貯金の払戻しの窓口取扱い等を行います。また、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取り扱いを行います。

なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を再開します。

イ 強化地域外に所在する郵便局の措置

警戒宣言が発せられた場合も、強化地域外に所在する郵便局の業務の取扱いは平常どおりとします。

(3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社等に対し、以下に掲げる措置を要請します。

ア 強化地域内に本店又は支店等の営業所を置く保険会社等の警戒宣言時の対応等

(ア) 警戒宣言が発せられた場合の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、保険会社等において、営業所等における営業を停止します。

また、保険会社等は、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載する等により、営業停止等を取引者に周知徹底します。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険会社等の円滑な遂行の確保を期すため、保険会社等において、営業の開始又は再開は行いません。

(イ) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合には、保険会社において、可及的速かに平常の営業を行います。発災後の保険会社の応急措置については、適時、的確な非常金融措置を講じます。

イ 強化地域外に営業所を置く保険会社等の警戒宣言時の対応等

強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった強化地域外の営業所は、平常どおり営業を行います。

(4) 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を要請するものとします。

ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応等

(ア) 警戒宣言が発せられた場合の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、第一種金融商品取引業者において、営業所又は事務所の窓口における業務を停止します。

証券会社等において、業務停止等を行う店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載する等により業務停止等を取引者に周知徹底します。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行いません。

(イ) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の営業を行います。

発災後の証券会社等の応急措置については、適時、的確な非常金融措置を講じます。

イ 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応等

強化地域内の営業所又は事務所が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった強化地域外の営業所又は事務所は、平常どおり営業を行います。

21 事業所等の措置

(1) 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

ア 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立しま

す。

イ テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達します。

ウ 地震防災応急計画ないし消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を講じます。

(ア) 火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止します。

(イ) 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。

(ウ) 薬品類、危険物などの流出、漏えい防止を行います。

(エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行います。

エ 火気使用店舗は原則として営業を自粛します。

オ 飲料水、非常食料、医薬品等を確保します。

カ その他必要と思われる措置を講じます。

(2) 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認したうえで、時差退社をさせます。

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者についてはそれぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

22 救援対策等

(1) 食料

ア 県は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて直ちに次のことを行います。

(ア) 食料調達体制の点検、確認

農林水産省、(公財)塩事業センター及び「災害救助法が発令された場合の応急物資の取扱いに関する協定書」を締結している関係団体等と連携をとり、食料調達体制の確認を行うとともに、現在の食料の保有数量等の把握に努めます。

(イ) 卸売市場の開場要請

生鮮食料品の安定供給を確保するため、公設市場開設市及び民営市場開設者に対して平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うことを要請します。

(ウ) 集荷物の確保

生産地、出荷団体及び出荷者に対して市場への出荷要請を行います。卸売業者に対しては、入荷量を確保するとともに、その保管する物資の放出を要請します。

イ 市町村は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて備蓄物資等の確認及び協定等を締結している関係団体と連絡を取り、食料調達体制を確認するとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図ります。

(2) 給水

ア 飲料水の事前確保

県及び市町村は、警戒宣言発令とともにそれぞれの広報媒体並びに関係機関の協力を得て、需要家(一般家庭、その他の施設)に対して飲料水確保のための緊急貯水を呼びかけます。

イ 給水量の確保

(ア) 県は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう指示します。

(イ) 市町村は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急

急貯水に応える体制をとるよう協力を要請します。

ウ 応急給水体制

(ア) 県は、市町村に対して、地震災害発生に備えて応急給水体制をとるよう指示します。

(イ) 市町村は、地震災害の発生に備えて、水道事業者等に飲料水の確保を要請し、また自力での飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。

(ウ) 鋼板プール並びにろ水機の管理者は、地震災害の発生に備えて速やかに使用できるよう体制を整えます。

(3) 生活必需物資等

ア 県は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて災害救助用備蓄物資を点検するとともに、「生活必需物資等の調達に関する協定書」を締結している大規模小売店等と連絡をとり、物資保有数の把握に努め、市町村の要請に対処できる体制を整えます。

イ 市町村は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて備蓄物資を確認するとともに、協定書等を締結している関係業者、団体等と連絡をとり、生活物資の調達体制を整えます。また、物資保有数を把握して物資供給のための要員及び運搬手段等を確保します。

(4) 物価高騰の防止等のための要請

県及び市町村は、警戒宣言が発せられた場合に、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。また、県は、県民が落ち着いた消費行動が取れるよう生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

資 料

- 6-2-(2) 神奈川県地震災害警戒本部条例
- 6-2-(3) 神奈川県地震災害警戒本部要綱
- 6-2-(4) 神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱
- 6-2-(5) 東海地震に関する知事の談話

参 考

- 4-1-(13) 災害時における放送要請に関する協定書
- 4-12-(6) 神奈川県災害活動中央基地要領

神奈川県地震災害警戒本部条例

昭和 54 年 10 月 31 日
条例第 34 号

神奈川県地震災害警戒本部条例をここに公布する。

神奈川県地震災害警戒本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 17 条第 9 項の規定に基づき、神奈川県地震災害警戒本部に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 神奈川県地震災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、神奈川県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 神奈川県地震災害警戒本部員（神奈川県地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）を除き、以下「本部員」という。）は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

3 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 警戒本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、警戒本部長が指名する。

3 部に部長を置き、警戒本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(現地対策本部)

第 4 条 警戒本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に現地対策本部を置くことができる。

2 現地対策本部に属すべき職員は、警戒本部長が指名する。

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、警戒本部長が指名する副本部長又は本部員がこれに当たる。

4 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

5 現地対策本部長に事故があるときは、現地対策本部に属する本部員のうちから現地対策本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、警戒本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県地震災害警戒本部要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地震災害警戒本部条例（昭和54年神奈川県条例第34号）第5条の規定に基づき、神奈川県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営についての必要な事項を定めるものとする。

第2章 警戒本部

(設置及び廃止)

第2条 知事は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条の規定による警戒宣言が発令されたときは警戒本部を設置し、警戒解除宣言が発令され警戒解除宣言発令に伴う措置がおおむね完了したと認めるときは警戒本部を廃止する。

2 警戒本部は、警戒宣言に係る大規模地震が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第23条第1項の規定に基づき神奈川県災害対策本部が設置されたときは、廃止されたものとし、その業務は、神奈川県災害対策本部に引き継ぐものとする。

(組織及び分担業務)

第3条 警戒本部の組織及び分担業務は、別表第1のとおりとする。

(副本部長)

第4条 神奈川県地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

(知事の指名又は任命する本部員)

第5条 法第17条第5項第5号に規定する神奈川県地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 公営企業管理者
- (3) 議会局長
- (4) 教育委員会教育長
- (5) 人事委員会事務局長
- (6) 監査事務局長
- (7) 労働委員会事務局長
- (8) 神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号。以下「規則」という。）第2条に規定する理事
- (9) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長
- (10) 規則第5条第1項に規定する地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長

2 法第17条第5項第6号に規定する本部員は、次に掲げる市町及び消防機関の職員をもって充てる。

- (1) 小田原市
 - (2) 寒川町
 - (3) 横浜市消防局
- 3 法第17条第5項第7号に規定する本部員は、次の各号に掲げる機関の役員又は職員をもって充てる。
- (1) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
 - (2) 東日本電信電話株式会社神奈川支店
 - (3) 日本赤十字社神奈川県支部
 - (4) 日本放送協会横浜放送局
 - (5) 中日本高速道路株式会社東京支社
 - (6) 首都高速道路株式会社
 - (7) 日本通運株式会社横浜支店
 - (8) 東京電力株式会社神奈川支店
 - (9) 東京ガス株式会社導管企画部神奈川計画推進室
 - (10) 日本郵便株式会社横浜中央郵便局
 - (11) 小田急電鉄株式会社
 - (12) 相模鉄道株式会社
 - (13) 神奈川中央交通株式会社
 - (14) 株式会社アール・エフ・ラジオ日本
 - (15) 株式会社テレビ神奈川
 - (16) 株式会社神奈川新聞社
 - (17) 公益社団法人神奈川県医師会

(統制部)

- 第6条 統制部は、警戒本部各部の緊急・応急対策の実施に関する指導・調整及び警察、自衛隊、市町村、関係機関等との連絡調整を行う。
- 2 統制部に部長、副部長、部付、班長、副班長、班付及び班員を置く。
 - 3 統制部長は、安全防災局長をもって充て、上司の命を受けて部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 4 副部長は、安全防災局副局長をもって充て、統制部各班の総括を行うとともに、統制部長を補佐し、統制部長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 5 部付は、別表第1の統制部の表の統制部長等の欄に掲げる職員をもって充て、統制部長を補佐する。
 - 6 班長は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 7 副班長は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 8 班付は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、班長を補佐する。
 - 9 班員は、安全防災局の職員又は別表第1の班長及び班付に掲げる職にある者が所管する室課の職員をもって充て、上司の命を受け、所掌業務に従事す

る。

(部長等)

- 第7条 統制部を除く部に部長及び副部長を、班に班長及び班員を置く。
- 2 統制部を除く部に部付を、班に班付を必要に応じて置くことができる。
 - 3 部長、副部長及び班長は、別表第1の部長、副部長及び班長等の欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、副部長については、班長等の欄に掲げる職にある者が兼ねることができるものとする。
 - 4 班員は、別表第1の班長及び班付に掲げる職にある者が所管する室課の職員をもって充てる。
 - 5 部長は、上司の命を受けて部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある場合はその職務を代理する。
 - 7 部付は、部長を補佐する。
 - 8 班長は、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 9 班付は、班長を補佐する。
 - 10 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。
 - 11 出先機関に関する職及び職務は、部長が別に定める。ただし、地域県政総合センター及び総合防災センターについては、第5条第1項第10号に規定する本部員が定める。

(本部会議)

- 第8条 神奈川県地震災害警戒本部長(以下「警戒本部長」という。)は、警戒宣言発令時対策上の重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて地震災害警戒本部会議(以下「本部会議」という。)を招集する。
- 2 本部会議は、警戒本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部会議に出席すべき本部員については、あらかじめ指定しておくものとする。
 - 3 警戒本部長は、必要がある場合は、本部会議に防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
 - 4 本部員は、必要に応じて、副本部員を指名することができる。

(副本部員)

- 第9条 副本部員は、本部員を補助するものとする。

(本部連絡員)

- 第10条 警戒本部に本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。
- 2 本部連絡員は、所属部と統制部との連絡にあたりとともに、所属部に係る統制部の業務を補助する。
 - 3 統制部長は、必要に応じて本部連絡員会議を開催することができる。
 - 4 安全防災局長は、本部設置前においても、必要に応じ本部連絡員を召集することができる。

(自衛隊連絡担当者)

- 第11条 警戒本部長は、警戒本部を設置し、必要と認めるときは、自衛隊の連絡担当官の派遣を要請するものとする。

(配備体制等)

第12条 東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表されたとき、及び警戒宣言が発令されたときの配備体制は、別表第2のとおりとする。

(配備編成計画)

第13条 各部長及び第5条第1項第10号に規定する本部員(以下「部長等」という。)は、警戒宣言発令時対策を円滑に行うため、別表第2の体制ごとに所属する職員の配備編成計画をあらかじめ整備するものとする。ただし、関係部長等は、一定の職員を総合防災センター等に配備するものとする。

2 配備編成計画は、勤務時間外、休日等に注意情報が発表された場合等においても所属する職員が迅速に対応できるよう職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(職員の配備)

第14条 部長等は、注意情報の発表又は警戒宣言の発令を承知したときは、配備編成計画に基づき必要な職員を配備につかせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部長等は、警戒宣言発令時対策の状況等により、必要と認めるときは、配備人員を増減するものとする。

3 部長等は、警戒宣言発令時対策の実施状況等により所属職員の配備をもって十分な警戒宣言発令時対策活動を実施できないと認めるときは、警戒本部長に対し応援を求めることができる。

(緊急参集等)

第15条 職員は、勤務時間外、休日等について、注意情報の発表又は警戒宣言の発令を承知したときは、配備編成計画に基づき、直ちに自己所属又はあらかじめ指定された機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、交通等の状況により所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次の各号に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援するものとする。

(1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関

(2) 県庁又は各地域県政総合センター

(3) 総合防災センター

(緊急参集時の指揮の代行)

第16条 勤務時間外、休日等における別表第2に定める配備体制下においては、この要綱又は配備編成計画により警戒宣言発令時対策の指揮をとる者としてあらかじめ定められた職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の者がその職務を代行する。

第3章 現地対策本部

(設置及び廃止等)

第17条 警戒本部長は、警戒本部を設置したときは、併せて別表第3に掲げる

神奈川県地震災害警戒本部現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- 2 現地本部は、警戒宣言に係る大規模地震が発生し、災害対策本部現地災害対策本部或いは現地対策本部が設置されたときは、廃止されたものとし、災害対策本部現地災害対策本部或いは現地対策本部にその業務を引き継ぐものとする。
- 3 警戒本部長は、警戒解除宣言が発令され、地域における警戒解除宣言発令時の措置がおおむね完了したと認めるときは、現地本部を廃止する。

（組織等）

第18条 現地本部の組織及び構成機関は、別表第4のとおりとする。

（現地本部長等）

第19条 現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）は地域県政総合センター所長を、現地対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）は地域県政総合センター副所長をもって充てる。

- 2 現地本部に本部員（以下「現地本部員」という。）を、また、現地本部の各部に部長（以下この章において「部長」という。）及び部員を、現地本部事務局に事務局長及び部員を置く。
- 3 現地本部員及び部長は別表第4の構成機関等の名称の欄に掲げる地域県政総合センターの部長及び地域県政総合センター以外の機関の長（以下「構成機関等の長」という。）又は構成機関等の長があらかじめ指定する職員を、事務局長は地域県政総合センター総務部長又は現地本部長が指名する地域県政総合センター部長を、部員は構成機関の職員をもって充てる。
- 4 現地本部長は、現地本部の業務を掌理する。
- 5 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 6 部長は、現地本部長及び現地副本部長を補佐し、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 事務局長は、現地本部事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（業務）

第20条 現地本部は、次の各号に掲げる警戒宣言発令時対策を遂行する。

- (1) 所管区域内の市町村、県機関及び関係機関等の総合調整に関すること。
- (2) 広域防災活動拠点の運営に関すること。
- (3) 広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること。
- (4) 構成機関の所管に係る警戒宣言発令時対策の実施に関すること。
- (5) 所管区域内の市町村、県機関及び関係機関等の警戒宣言発令時対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の地震情報の収集等に関すること。
- (6) 所管区域内の県機関及び関係機関等に対する警戒本部の指令等の伝達に関すること。
- (7) その他必要な警戒宣言発令時対策に関すること。

2 現地本部の部及び事務局の細部業務は、部長及び現地本部の事務局長がそれぞれ定める。

(現地本部会議)

第21条 現地本部長は、地震防災応急対策上の必要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて現地本部会議を開催することができる。

2 現地本部会議は、現地本部長、現地副本部長及び現地本部員をもって構成する。

3 現地本部長は、必要がある場合は、現地对策本部会議に係る関係機関、市町村及び防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

(現地对策本部連絡員)

第22条 現地本部に現地本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。

2 現地本部連絡員は、所属部と現地本部事務局との連絡にあたりとともに所属部に関する現地本部事務局の業務を補助する。

3 現地本部長は、必要に応じて現地本部連絡員会議を開催することができる。

4 地域県政総合センター総務部長又は地域県政総合センター所長が指名する地域県政総合センター部長は、現地对策本部設置前においても、必要に応じて現地本部連絡員を招集することができる。

附 則

1 この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 神奈川県地震災害警戒本部要綱 (昭和55年2月7日施行)

(2) 神奈川県地震災害警戒本部現地对策本部要綱 (昭和56年3月25日施行)

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地震災害警戒本部及び地震災害警戒本部統制部の組織及び分担業務

地震災害警戒本部

本部長 知事

副本部長 副知事

地震災害警戒本部統制部

部	統制部長等	班	班長等	分担業務
統制部	部長 安全防災局長 副部長 安全防災局副局長 部付 安全防災局参事監 (安全安心担当) 安全防災局 危機管理担当部長 安全防災局 災害対策担当部長 (保健福祉部) 安全防災局技監 (県土整備部)	管理班	班長 総務室長 副班長 管理担当課長 班付 犯罪被害者支援担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 地震災害警戒本部の設置・廃止に関する事務 地震災害警戒本部・本部連絡員会議に関わる開催通知の起案・発出、会議資料の取りまとめ・配布、会議出席者の把握 地震災害警戒本部長の現地視察に関する調整 本部活動記録の作成資料の収集 統制部職員の宿泊施設・給食の確保 地震災害警戒活動に関わる広報資料の作成・広報の実施、災害対策本部長記者会見の準備・実施 管理班長が特に指示した事項
	安全防災局 災害対策担当部長 (県土整備部) 安全防災局 災害対策担当部長 (県土整備部) 企画調整担当課長 (兼統制部報道官)	指令調整班	班長 災害対策課長 副班長 危機管理対策課長 班付 応急対策担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 地震防災応急対策の実施方針案の策定 県機関が行う災害応急対策の総合調整、必要な場合の統制 市町村及び防災関係機関が行う災害応急対策の実施の推進、必要な場合の総合調整 地震災害警戒対策に関わる国への報告及び調整 地震災害警戒本部会議の進行管理 地震災害警戒本部・本部連絡員会議の進行・運営 現地対策本部に対する地震災害警戒本部会議決定事項の伝達及び地震災害警戒対策に関わる連絡調整 業務継続計画の発動に関すること 防災関係機関等からの各種情報の収集・分析・整理及び提供 関係機関に対する気象予警報等必要事項の伝達 地震災害警戒本部統制部の活動に関わる有線・無線機器の運用 災害情報管理システムの運用及び端末機器の操作 本部会議室における機器の操作 輸送手段の確保に関する関係機関との連絡調整 本部活動に必要な物資の調達・輸送手段の確保 指令調整班長が特に指示する事項
		消防調整班	消防課長	<ol style="list-style-type: none"> 消防応援活動調整本部の設置・運営 消防調整班長が特に指示する事項

地震災害警戒本部統制部

部	統制部長等	班	班長等	分担業務
統 制 部		コンビナート班	工業保安課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別防災地域関係事業所に対する情報の伝達 2 特別防災地域における地震災害警戒対策に関わる連絡・調整及び実施の推進 3 石油コンビナート等防災本部の運営 4 工業保安班長が特に指示する事項
		被災者救援班	班長 暮らし安全交通課長 副班長 災害対策課副課長 暮らし安全交通課副課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒対策に関わる物資の調達準備・調達及び関係部・関係機関との連絡調整 2 緊急通行車両に関わる確認証明書の発行 3 被災者対策全般に係る調整 4 災害救助法、被災者生活再建支援法に関する事項 5 被災者救援班長が特に指示する事項
		秘書班	班長 知事室長 班付 政策推進担当部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 秘書班長が特に指示する事項
		温泉地学研究所		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管観測機器を用いた地震関連情報の収集・分析・整理 2 研究所観測結果の指令調整班への報告及び関係機関への提供 3 統制部長が特に指示した事項

地震災害警戒本部政策部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
政策部	部長 政策局長 副部長 政策局副局長 部付 情報統括責任者 (CIO) ヘルスケア・ニューフ ロンティア推進局長 オリンピック・パラリン ピック担当局長 政策研究担当局長 広域連携担当局長 政策部長 自治振興部長 情報企画部長 基地対策部長 事業統括部長 県西地域活性化担 当部長 国際的医療人材担 当部長	政策班	班長 総務室長 班付 総合政策課長 科学技術・大学連携課長 土地水資源対策課長 土地水資源対策課水政室長 政策法務課長 市町村課長 広域連携課長 地域政策課長 情報公開課長 特区連携担当課長	部内及び関係機関との連絡調整に関するこ と。
		基地連絡班	基地対策課長	米軍との連絡調整に関すること。
		情報システム班	班長 情報企画課長 班付 情報システム課長 スマート県庁推進課長	コンピュータ及びネットワークの運営に関するこ と。

地震災害警戒本部総務部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
総務部	部長 総務局長 副部長 総務局副局長 部付 労務担当局長 組織人材部長 財政部長 財産経営部長	総務情報班	班長 総務室長 班付 行政管理課長 文書課長 税制企画課長 課税課長 徴収対策課長	部内及び関係機関との連絡調整に関すること。
		人事班	人事課長	1 職員の登庁・配置状況の把握に関すること。 2 職員の服務に関すること。
		職員班	職員厚生課長	廃止済公舎等の被害調査に関すること。
		財政班	財政課長	地震災害対策予算に関すること。
		財産経営班	班長 財産経営課長 班付 施設整備課長	県有財産の状況把握に関すること。
		庁舎管理班	班長 庁舎課長 班付 設備管理課長	1 庁舎の自衛警備及び安全措置に関すること。 2 供用車の整備及び配車に関すること。 3 庁舎及び電気通信施設等の緊急点検並びに整備に関すること。 4 庁舎に係る飲料水の確保及び自家用発電用燃料の確認及び補充に関すること。 5 本部活動の臨時電話の仮設及び電話交換に関すること。 6 有線通信の使用規制に関すること。

地震災害警戒本部県民部

部	部 長 副部長	班	班長等	分担業務
県民部	部長 県民局長 副部長 県民局副局長 部付 マグカル担当局長 拉致問題・国際戦略 担当局長 参事監(マグカル 担当) 暮らし県民部長 次世代育成部長	県民班	班長 総務室長 班付 人権男女共同参画課長 文化課長 次世代育成課長 子ども家庭課長 青少年課長 私学振興課長	部内及び関係機関との連絡調整に関すること。
		広報相談班	広報県民課長	1 災害広報活動の実施に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 災害時における臨時相談等に関すること。
		国際情報班	国際課長	外国籍県民に係る情報収集・提供、相談に関すること。
		消費生活班	消費生活課長	生活協同組合に係る生活必需物資の調達・あっせんに関すること。
		災害救援 ボランティア支援班	NPO協働推進課長	災害救援ボランティア支援センター(かながわ県民活動サポートセンター内)の設置及び運営に関すること。

地震災害警戒本部環境農政部

部	部 長 副部長	班	班長等	分担業務
環境農政部	部長 環境農政局長 副部長 環境農政局副局長	総務班	班長 総務室長 班付 管理担当課長 企画調整担当課長	部内及び関係機関との連絡調整に関する こと。
		環境班	班長 環境部長 班付 環境計画課長 大気水質課長 資源循環推進課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関する こと。 2 廃棄物処理施設の被害情報収集及び廃 棄物処理の対策に関すること。
		水・緑班	班長 水・緑部長 班付 自然環境保全課長 水源環境保全課長 森林再生課長 水産課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関する こと。 2 木材等の確保の準備並びに林地、林道等 の応急対策の準備に関すること。 3 漁業施設の応急対策の準備に関するこ と。
		農政班	班長 農政部長 班付 農政課長 農業振興課長 担い手支援課長 農地保全課長 畜産課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関する こと。 2 土地改良区との連絡に関すること。 3 農地、農業用施設(用排水路等)の被害 調査及び復旧指導の準備に関すること。 4 家畜伝染病の予防防疫及び家畜施設等 の応急対策の準備に関すること。 5 応急食糧の調達・あっせんに関すること。

地震災害警戒本部保健福祉部

部	部 長 副部長	班	班長等	分担業務
保 健 福 祉 部	部長 保健福祉局長 副部長 保健福祉局副局長 部付 保健医療部長 健康寿命・未病担当 部長 福祉部長 生活衛生部長	総務班	班長 総務室長 班付 企画調整担当課長 管理担当課長 経理担当課長	1 保健福祉部職員の配備体制に関するこ と。 2 統制部との連絡調整に関するこ と。(地震 災害警戒本部・本部連絡員会議に関わる資 料の取りまとめ、広報資料の作成を含む) 3 その他部内及び関係機関との連絡調整に 関すること。(保健福祉事務所における活動の 総括を含む。) 5 保健福祉部職員の宿泊施設・給食の確 保。 6 その他総務班長が特に指示する事項。
		医療救護本部班	班長 保健医療部長 班付 医療課長 医療保険課長 健康危機管理課長 県立病院課長 健康増進課長 健康企画担当課長 がん対策課長 保健人材課長 保健予防課長 地域福祉課長 生活援護課長 薬務課長	1 災害医療の実施方針案の策定。 2 広域災害・救急医療情報システム等の通 信機器の立ち上げ、運用。 3 災害医療関係機関との連絡調整に関する こと。(保健福祉事務所・市町村・日本赤十字 社神奈川県支部・災害医療拠点病院・医師 会・社会福祉協議会等との連絡調整を含 む。) 4 医療救護班(DMATを含む。)の編成、派遣 の準備に関するこ と。 5 患者搬送、患者受入の準備に関する連絡 調整に関するこ と。 6 医薬品その他衛生材料の調達及び配分 の準備に関するこ と。 7 医療救援ボランティアに関するこ と。 8 感染症対策の準備に関するこ と。 9 災害弔慰金の支給等に関する法律に基 づく災害弔慰金の支給等の準備に関するこ と。 10 義援金の受入準備に関するこ と。 11 その他医療救護本部班長が特に指示する 事項。
		福祉対策班	班長 福祉部長 班付 高齢社会課長 高齢施設課長 介護保険課長 障害福祉課長 障害サービス課長	1 社会福祉施設の被害状況調査及び応急 対策の準備に関するこ と。 2 在宅の要援護者の被害状況等の把握に 関すること。 3 要援護者の緊急入所調整の準備に関す ること。 4 その他福祉対策班長が特に指示する事 項。
		生活衛生班	班長 生活衛生部長 班付 環境衛生課長 食品衛生課長	1 食品衛生に関する応急対策の準備に関 すること。 2 水道水の安全給水の確保の準備に関す ること。 3 埋葬、火葬及び墓地の準備に関するこ と。 4 その他生活衛生班長が特に指示する事 項。

地震災害警戒本部産業労働部

部	部 長 副部長	班	班長等	分担業務
産業労働部	部長 産業労働局長 副部長 エネルギー担当局長 産業労働局副局長 部付 産業部長 観光部長 エネルギー部長 労働部長	産業労働班	班長 総務室長 班付 産業振興課長 中小企業支援課長 産業立地課長 国際ビジネス課長 地域エネルギー課長 スマートエネルギー課長 労政福祉課長 産業人材課長	部内及び関係機関との連絡調整に関すること。
		商業流通班	商業流通課長	生活必需物資の調達に係る準備に関すること。
		観光班	班長 観光企画課長 班付 国際観光課長	観光施設の状況把握に関すること。
		金融班	金融課長	中小企業に対する災害融資の準備に関すること。
		雇用対策班	雇用対策課長	神奈川労働局との連絡調整に関すること。

地震災害警戒本部県土整備部

部	部 長 副部長	班	班長等	分担業務
県土整備部	部長 県土整備局長 副部長 県土整備局副局長 部付 都市部長 道路部長 事業管理部長 河川下水道部長 建築住宅部長 担当部長	総務班	班長 総務室長 班付 企画調整担当課長 県土整備経理課長 建設業課長 環境共生都市課長 管理担当課長	1 地震災害警戒本部県土整備部の設営、維持に関すること。 2 職員の動員、緊急自動車の確保、災害対策事務の取りまとめに関すること。 3 応急復旧対策に要する資機材の調達に関すること。 4 公用負担に係る損失補償に関すること。
		指令班	班長 道路管理課長 班付 道路企画課長 道路整備課長 河川課長 流域海岸企画課長 砂防海岸課長 下水道課長 都市整備課長 都市公園課長 建築指導課長 建築安全課長	1 地震災害警戒本部県土整備部内の情報の管理、伝達に関すること。 2 各土木事務所等への部対応の指示及び情報連絡業務に関すること。 3 土木事務所間の連絡調整に関すること。 4 緊急避難場所(公園)の安全確保に関すること。 5 宅地造成に伴う危険防止に関すること。 6 震災建物応急危険度判定に関すること。
		住宅対策班	住宅計画課長 公共住宅課長	1 住宅対策の準備に関すること。 2 県営住宅の応急対策の準備に関すること。 3 応急仮設住宅の建設の準備に関すること。 4 応急仮設住宅用資材等の確保の準備に関すること。 5 公営住宅・公社住宅等を活用した一時提供住宅の準備に関すること。
		営繕計画班	営繕計画課長	1 県有施設の緊急点検による安全確保に関すること。 2 電気施設の緊急点検及び整備に関すること。
		連絡班	班長 技術管理課長 班付 建設リサイクル課長 用地課長 都市計画課長 交通企画課長	1 地震災害警戒本部等の連絡調整に関すること。 2 他行政機関等からの問い合わせ対応、連絡調整等に関すること。

地震災害警戒本部会計部

部	部 長 副部長	班	班長等	分担業務
会計部	部長 会計管理者 兼会計局長 副部長 会計局副局長 兼会計課長	会計班	会計局副局長 兼会計課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する こと。 2 緊急支出体制の準備に関すること。
		会計指導班	指導課長	指定金融機関等関係機関との連絡調整に 関すること。
		会計調達班	調達課長	応急対策用物品の調達・あっせんに関する こと。

地震災害警戒本部企業部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部	部長 企業庁長 副部長 企業局長 部付 企業局副局長 水道部長 利水電気部長 総務室長 財務部長	本部運営班	計画課長	1 企業庁災害対策本部の運営の総括に関する事。 2 企業庁災害対策本部の設営に関する事。(企業庁無線) 3 東海地震注意情報等の受伝達等に関する事。 4 配備人員の調整に関する事。 5 災害対策の総括に関する事。
		本部調整班	企画調整担当課長 管理担当課長	1 報道機関との広報に関する連絡調整に関する事。 2 企業庁施設等の被害情報等の広報に関する事。 3 企業庁災害対策本部の運営に関する事。 4 企業庁災害対策本部の設営に関する事。(電話) 5 地震災害警戒本部との連絡調整に関する事。 6 その他、他班に属さないこと
		財務班	財務課長	1 災害関係予算の確保、調整に関する事。 2 非常用現金の準備に関する事。 3 県議会との連絡に関する事。
		調達班	会計課長	1 災害関係予算の執行に関する事。 2 災害関係物資(燃料、食糧その他緊急的に配備が必要なもの)の確保に関する事。 3 復旧用資機材の確保に関する事。 4 非常用現金の管理に関する事。
		財産管理班	財産管理課長	1 企業庁関係施設の状況確認及び対応に関する事。 2 災害用備蓄材(全所共通分)の在庫確認に関する事。
		情報管理班	情報管理課長	1 情報システム関連被害への各種対策に関する事。 2 企業庁災害対策本部の設営に関する事。(パソコン、プリンター、プロジェクター、スクリーン等の情報通信機器)
		業務班	経営課長	1 お客様対応に関する事。 2 コールセンターへの対応指示及び災害情報等の提供に関する事。 3 水道営業所の庁舎等施設の点検、未納整理等委託業者との連絡調整、対応指示に関する事。

地震災害警戒本部企業部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部		水道班	水道施設課副課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 水道施設の被害に係る応急復旧の準備に関すること。 3 排水池の水位状況の把握及び確保に係る指示、伝達に関すること。 4 協定(覚書)締結機関との連絡調整に関すること。 5 協定締結事業者との連絡に関すること。 6 水質保全の情報収集に関すること。 7 浄水場の運転状況の把握に関すること。 8 施行中工事の危険防止措置の連絡調整に関すること。
		ダム班	利水課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報等の収集伝達及び関連機関との連絡に関すること。 2 所管ダム及び寒川取水堰の水位、流量等の把握に関すること。 3 所管ダム施設の巡視点検結果の取りまとめに関すること。 4 所管ダム管理に係る関係機関との情報収集、連絡に関すること。
		発電班	発電課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報等の収集伝達及び関連機関との連絡に関すること。 2 所管電気工作物等の防災対策に関すること。 3 発電設備の巡視点検結果の取りまとめに関すること。 4 発電設備に係る関係機関との情報収集、連絡調整に関すること。 5 ダム発電施設の通信の確保に関すること。

地震災害警戒本部教育部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教育部	部長 教育長 副部長 教育局長 部付 県立高校改革 担当局長 教育監 教育局副局長 教育局総務室長 体育センター・ 総合教育センタ ー再整備担当 部長 行政部長 インクルーシブ教育 推進担当部長 指導部長 支援部長 生涯学習部長	教育情報班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 ICT推進担当課長 県立高校改革担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する こと。 2 部内職員の動員に関すること。 3 部内関係施設等の被害情報の取りまとめ に関すること。 4 教育広報に関すること。
		教育行政班	行政課長	公印等の点検・搬出に関すること。
		教育財務班	班長 財務課長 班付 まなびや計画推進課長	1 避難所、広域応援活動拠点の開設準備 等の協力に関すること。 2 公立学校等の点検指導等に関すること。
		教育人事班	班長 教職員人事課長 班付 教職員企画課長 県立学校人事担当課長	応急教育に必要な教職員の確保に関するこ こと。
		教育厚生班	厚生課長	厚生施設の点検に関すること。
		教育指導班	高校教育課長	生徒の登下校時における安全確保に関する こと。
		支援教育班	班長 子ども教育支援課長 班付 インクルーシブ教育推 進課長 学校支援課長 特別支援教育課長	児童生徒の登下校時における安全確保に関 すること。
		学校保健班	保健体育課長	学校保健施設の点検指導等に関すること。
		生涯学習・文化遺 産班	班長 生涯学習課長 班付 文化遺産課長	1 社会教育施設の点検指導等に関するこ こと。 2 文化財の保護措置に関すること。
		スポーツ施設班	スポーツ課長	体育施設の点検指導等に関すること。

地震災害警戒本部議会部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
議会部	部長 議会局長 副部長 議会局副局長 部付 議事調査部長	総務班	班長 総務課長 班付 経理課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内の措置状況等の取りまとめに関すること。 3 議員との連絡に関すること。
		議事班	議事課長	議会の会議に関すること。
		調査班	政策調査課長	議会の調査に関すること。

地震災害警戒本部人事委員会部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
人事委員会部	部長 人事委員会事務局長	人事情報班	班長 総務課長 班付 給与公平課長	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 統制部の応援に関すること。

地震災害警戒本部監査部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
監査部	部長 監査事務局長 副部長 副事務局長兼 総務課長	監査情報班	監査課長	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 統制部の応援に関すること。

地震災害警戒本部労働委員会部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
労働委員会部	部長 労働委員会事務局長 副部長 副事務局長兼 審査調整課長	労働情報班	副事務局長 兼審査調整課長	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 統制部の応援に関すること。

地震災害警戒本部警察本部

部	部 長 副部長	班	班長等	分担業務
警察本部	部長 警察本部長	(県警察災害警備本部の組織及び所掌業務による。)		

(出先機関)

名称	組織	分担業務
地域県政総合センター	地域県政総合センター所長が別に定める。	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部の運営に関すること。 2 その他地域県政総合センター所長の定める事項の処理に関すること。
総合防災センター (災害活動中央基地)		<ol style="list-style-type: none"> 1 地震防災応急対策に関わる備蓄資機材の貸出しに関すること。 2 協定物資・救援物資の受け入れ準備に関すること。 3 県内外からの広域応援部隊の受け入れ準備及び一時集結施設の提供準備に関すること。
その他の出先機関	部長が別に定める。	部長が定める事項の処理に関すること。

別表第 2 (第12条関係)

配備体制

体制	配備基準	配備内容	参集職員
警戒配備1	調査情報(臨時)が発表されたとき	安全防災局は情報収集活動に、各部局総務課及び関係地域県政総合センター等は待機体制に入り、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し必要な対策が行える体制。(原則として地震災害の配備体制の災害対策本部が設置されていないときの警戒体制と同様の体制とする。)	安全防災局の警戒要員
警戒配備2	注意情報が発表されたとき	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて必要な対策が円滑に行える体制(原則として災害対策本部が設置されたときの第2次本部体制と同様の体制とする。)	各局及び各地域県政総合センターの第2次本部要員
警戒配備3	警戒宣言が発令されたとき	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制(原則として災害対策本部が設置されたときの第2次本部体制と同様の体制とする。)	各局及び各地域県政総合センターの第2次本部要員

別表第3（第17条関係）

現地対策本部の名称及び所管区域等

現地対策本部名	設置場所	所管区域
横須賀三浦 現地対策本部	横須賀三浦地域 県政総合センター内	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央 現地対策本部	県央地域 県政総合センター内	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南 現地対策本部	湘南地域 県政総合センター内	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西 現地対策本部	県西地域 県政総合センター内	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

別表第4（第18条関係）

現地対策本部の部の名称等

現地対策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
横須賀三浦 現地対策本部	総務部	横須賀三浦地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	県税部	横須賀県税事務所
	第1保健福祉部	鎌倉保健福祉事務所
	第2保健福祉部	鎌倉保健福祉事務所三崎センター
	海洋情報部	水産技術センター
	漁港部	東部漁港事務所
	第1土木部	横須賀土木事務所
	第2土木部	藤沢土木事務所
	企業部	企業庁鎌倉水道営業所
	教育部	教育局湘南三浦教育事務所
	第1警察部	横須賀警察署
	第2警察部	田浦警察署
	第3警察部	浦賀警察署
	第4警察部	三崎警察署
	第5警察部	葉山警察署
	第6警察部	逗子警察署
	第7警察部	鎌倉警察署
第8警察部	大船警察署	
事務局	横須賀三浦地域県政総合センター総務部	

現地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
県央 現地对策本部	総務部	県央地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	水源の森林部	同 水源の森林部
	第1県税部	相模原県税事務所
	第2県税部	厚木県税事務所
	第1保健福祉部	厚木保健福祉事務所
	第2保健福祉部	厚木保健福祉事務所大和センター
	労働部	かながわ労働センター県央支所
	第1土木部	厚木土木事務所
	第2土木部	厚木土木事務所東部センター
	第3土木部	厚木土木事務所津久井治水センター
	第1企業部	企業庁相模原水道営業所
	第2企業部	企業庁相模原南水道営業所
	第3企業部	企業庁津久井水道営業所
	第4企業部	企業庁厚木水道営業所
	第5企業部	企業庁海老名水道営業所
	第6企業部	企業庁大和水道営業所
	第7企業部	企業庁谷ヶ原浄水場
	第8企業部	企業庁相模川水系ダム管理事務所
		城山ダム管理事務所
	第9企業部	企業庁相模川発電管理事務所
	第10企業部	企業庁発電総合制御所
	教育部	教育局県央教育事務所
	第1警察部	厚木警察署
	第2警察部	大和警察署
	第3警察部	座間警察署
	第4警察部	海老名警察署
	第5警察部	相模原警察署
	第6警察部	相模原南警察署
	第7警察部	相模原北警察署
	第8警察部	津久井警察署
事務局	県央地域県政総合センター総務部	

現地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
湘南 現地对策本部	総務部	湘南地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	第1県税部	平塚県税事務所
	第2県税部	藤沢県税事務所
	第1保健福祉部	平塚保健福祉事務所
	第2保健福祉部	平塚保健福祉事務所秦野センター
	第3保健福祉部	茅ヶ崎保健福祉事務所
	第4保健福祉部	衛生研究所
	漁港部	西部漁港事務所
	労働部	かながわ労働センター湘南支所
	第1土木部	平塚土木事務所
	第2土木部	藤沢土木事務所
	第3土木部	厚木土木事務所
	下水道部	流域下水道整備事務所
	第1企業部	企業庁藤沢水道営業所
	第2企業部	企業庁茅ヶ崎水道営業所
	第3企業部	企業庁平塚水道営業所
	第4企業部	企業庁厚木水道営業所
	第5企業部	企業庁寒川浄水場
	第6企業部	企業庁水道水質センター
	第1教育部	教育局湘南三浦教育事務所
	第2教育部	教育局中教育事務所
	第3教育部	県立体育センター
	第1警察部	藤沢警察署
	第2警察部	藤沢北警察署
	第3警察部	茅ヶ崎警察署
	第4警察部	平塚警察署
	第5警察部	大磯警察署
	第6警察部	秦野警察署
	第7警察部	伊勢原警察署
	事務局	湘南地域県政総合センター総務部

現地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
県西 現地对策本部	総務部	県西地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	森林部	同 森林部
	県税部	小田原県税事務所
	第1保健福祉部	小田原保健福祉事務所
	第2保健福祉部	小田原保健福祉事務所足柄上センター
	漁港部	西部漁港事務所
	第1土木部	県西土木事務所
	第2土木部	県西土木事務所小田原土木センター
	三保ダム管理部	企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 (三保ダム管理事務所)
	下水道部	流域下水道整備事務所
	企業部	企業庁平塚水道営業所
	教育部	教育局県西教育事務所
	第1警察部	小田原警察署
	第2警察部	松田警察署
事務局	県西地域県政総合センター総務部	

神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表された場合に設置する「神奈川県東海地震注意情報時対策本部」(以下「対策本部」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 知事は、注意情報が発表された場合、対策本部を設置する。

2 知事は、注意情報が解除され、全庁的な対処が概ね完了したと認めるときは、対策本部を廃止する。

3 対策本部は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条の規定による警戒宣言が発令された場合は廃止されたものとし、その業務は、神奈川県地震災害警戒本部に引継ぐものとする。

(所掌事項)

第3条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 注意情報発表時の県の準備行動の具体的内容に係る調整及び決定
- (2) 県、市町村、指定地方公共機関等の県域における準備行動の総合調整
- (3) 国の機関の準備行動との調整

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 公営企業管理者
- (3) 議会局長
- (4) 教育委員会教育長
- (5) 人事委員会事務局長
- (6) 監査事務局長
- (7) 労働委員会事務局長
- (8) 警察本部長
- (9) 神奈川県職員の職の設置等に関する規則(昭和33年神奈川県規則第53号。以下「規則」という。)第2条に規定する理事
- (10) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長
- (11) 規則第5条に規定する地域県政総合センター所長

4 本部長は、対策本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合、職務を代理する順序は、神奈川県知事の職務代理の順序に関する規則に定める順序とする。

(会議)

第5条 対策本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、議題に関係する特定の本部員による本部会議を開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(東海地震注意情報時現地対策本部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、地域県政総合センターに東海地震注意情報時現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置することができる。

- 2 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって組織する。
- 3 現地対策本部長は地域県政総合センター所長を、現地対策副本部長は地域県政総合センター副所長をもって充てる。
- 4 現地対策本部員は「神奈川県地震災害警戒本部要綱」別表4の構成機関の名称の欄に掲げる地域県政総合センター部長及び各機関の長をもって充てる。
- 5 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

(危機管理対策会議幹事会の活用)

第7条 対策本部の所掌事項に係る情報共有、対応策の検討に当たっては、必要に応じ「神奈川県危機管理対策会議幹事会」を活用し、協議、調整を行うものとする。

(事務局)

第8条 本部会議の事務局は、安全防災局とする。

- 2 安全防災局長は、事務局の事務を遂行するに当たり、必要に応じ、対策本部の対象とする事案に係る局等に対し協力を求めることができる。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

南海トラフ地震臨時情報等に関する知事メッセージ

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する知事メッセージ

神奈川県民の皆さん、神奈川県知事の黒岩祐治です。

本日、16時43分頃に九州地方で発生した地震に関連し、気象庁から19時15分に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。

この臨時情報は、有識者による評価検討会が、南海トラフ地震の発生の可能性が高まったと評価した場合に、国民に対し、これから1週間を基本に、平時からの地震への備えを確認していただくために出す情報であり、直ちに地震が発生することを意味するものではありません。

県民の皆さんは、今後の情報に留意し、冷静に対応してください。

私から皆さんに、是非お願いしたいことがあります。

家具の固定や備蓄物資、非常時の持ち出し品、地震発生後の家族との連絡方法など、日ごろからの地震への備えの再点検をお願いします。

また、市町村が発行しているハザードマップで、地震に伴う津波や土砂災害からの避難場所、避難経路などを確認しておいてください。

県は、情報の収集や提供、関係機関との連絡調整を行う体制を強化し、地震への発生に備えています。

国や県、市町村からの情報に十分注意し、正しい情報の把握に努め、冷静かつ適切に対応していただくようお願いします。

(2) 東海地震注意情報発表時における知事の談話

神奈川県民の皆さん、私は県知事の黒岩です。

ただいま、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。

この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報ですが、すぐにこの地震が発生することを意味するものではありません。

今後の観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発表されることになります。

従って、県民の皆さんは、どうか落ち着いて行動してください。

「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、市町村や防災関係機関では、地震の被害をできる限り小さく抑える措置や、応急対策活動の準備を始めています。

そこで、私から皆さんに、是非お願いしたいことがあります。

一つ目は、市町村やテレビ・ラジオなどの公共機関を通じて、正確な情報を把握してください。

特に、今後の状況の変化や、国、県、市町村からのお知らせやお願いに、十分注意を払ってください。

二つ目は、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えてください。

三つ目は、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定の確認など、地震への備えを始めていただくとともに、津波警報の発表にも注意してください。

(3) 警戒宣言発令時における知事の談話

神奈川県民の皆さん、私は県知事の黒岩です。

先程、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されました。

これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。

現在、県や市町村では、警戒本部を置いて交通規制や広報活動を開始しました。県民の皆さんお一人おひとり冷静な行動をお願いいたします。

そこで、私から皆さんに是非お願いしたいことがあります。

第一は、ラジオやテレビの放送を聞いて正確な情報を得てください。デマや流言に惑わされないでください。

第二は、地震で最も恐ろしいのは、津波と火災による被害です。海岸のそばには近づかないようにしていただくとともに、火の取扱いには十分に気をつけてください。

第三は、まず水を貯えてください。次にラジオ、懐中電灯、当座の食糧や医薬品などの非常持出し品を確かめておいてください。

そして、身のまわりの安全を確かめてください。

繰り返しお願いします。

私は県知事の黒岩です。

先程、東海地震の警戒宣言が発令されました。

これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。

県民の皆さんお一人おひとり冷静な行動をお願いいたします。